

様式第 6 中「~~資本~~」を「~~資本~~」に改める。
 (計量法施行規則の一部改正)
 第十九条 計量法施行規則(平成五年通商産業省令第六十九号)の一部を次のように改正する。
 第八十三条の二第二号を次のように改める。

二 会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項の持分会社 社員
 第八十三条の二第三号中「~~商法第五十三号~~」を「~~会社法第二号第一号~~」に改める。
 (指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部改正)

第二十条 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令(平成五年通商産業省令第七十二号)の一部を次のように改正する。
 第二条の二第二号を次のように改める。

二 会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項の持分会社 社員
 第二条の二第三号中「~~商法第五十三号~~」を「~~会社法第二号第一号~~」に改める。
 第十条の二第二号を次のように改める。

二 会社法第五百七十五条第一項の持分会社 社員
 第十条の二第三号中「~~商法第五十三号~~」を「~~会社法第二号第一号~~」に改める。
 第十八条の二第二号を次のように改める。

二 会社法第五百七十五条第一項の持分会社 社員
 第十八条の二第三号中「~~商法第五十三号~~」を「~~会社法第二号第一号~~」に改める。
 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正)
 第二十一条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成九年通商産業省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二号及び第三号を次のように改める。
 二 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第一号の株式会社 株主
 三 会社法第二条第一号の合名会社、合資会社及び合同会社 社員
 (高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の一部改正)
 第二十三条 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令(平成九年通商産業省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二号及び第三号を次のように改める。
 二 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第一号の株式会社 株主
 三 会社法第二条第一号の合名会社、合資会社及び合同会社 社員
 (中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則の一部改正)
 第二十三条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則(平成十一年通商産業省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の二から第一条の八までを削る。
 第三条第三号中「~~商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百四十一条ノ三第七号及び~~」を削り、同条第六号中「~~資本~~」を「~~資本~~」に改める。
 第四条第一項中「~~様式第一の七~~」を「~~様式第一~~」に改める。

第五条第二項第一号八中「~~払込みの期日~~」を「~~払込みの期間を定めた場合にあっては、出資の履行をした日~~」又は「~~に、営業報告書~~」に改め、同項第二号イ中「~~当該株式の発行を決議した~~」の下に「~~株主総会の議事録の写し、取締役の決定があったことを証する書面、又は~~」を加え、同号ロ中「~~についての株式申込証の写し~~」を「~~会社法第五十八号第一項に規定する設立時募集株式又は同法第九十九号第一項に規定する募集株式に限る~~」の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面」に改め、同号ハを次のように改める。

八 会社法第三十四条第一項又は同法第二百八十八条第一項の規定による払込みがあったことを証する書面
 第五号第三項第二号中「~~についての株式申込証の写し~~」を「~~会社法第五十八号第一項に規定する設立時募集株式又は同法第九十九号第一項に規定する募集株式に限る~~」の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面」に改める。

第六号第二項第二号中「~~営業報告書又は~~」を削り、同項第三号を削り、同項の次に次の一項を加える。
 3 法第九号第一項の代表者は、三名以内とする。
 様式第一から様式第一の六までを削る。
 様式第一の七を様式第一とする。
 様式第二及び様式第四中「~~3 発行価額~~」を「~~3 払込金額~~」、「~~4 払込か金額~~」を「~~4 払込額の総額~~」に改める。
 様式第六別表三中「~~資本~~」を「~~資本~~」に改める。
 (産業活力再生特別措置法第十二条の八第一項の経済産業省令で定める金銭等を定める省令の一部改正)

第二十四条 産業活力再生特別措置法第十二条の八第一項の経済産業省令で定める金銭等を定める省令(平成十一年通商産業省令第七十九号)の一部を次のように改正する。
 題名中「~~第十二条の八第一項の経済産業省令で定める金銭~~」を「~~第二十四条第一項の経済産業省令で定めるもの~~」に改める。
 第一条を削り、第二条を第一条とし、第三条から第五条までを一条ずつ繰り上げる。
 様式第二中「~~第12条の8第1項の総額~~」を「~~第12条の8第1項の総額~~」に改める。
 様式第三中「~~第12条の8第1項の総額の半額~~」を「~~第12条の8第1項の総額の半額~~」に改める。
 (弁理士法施行規則の一部改正)
 第二十五条 弁理士法施行規則(平成十二年通商産業省令第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第六章 業務の制限の解除(第十三条(第十六条))を「第四章 特許業務法人(第十二条の三(第十六条))」に改める。
 第十三条(第十六条)を「第四章 業務の制限の解除(第十二条の三(第十六条))」に改める。
 第四章 特許業務法人
 (会計帳簿)
 第十二条の三 法第五十五条第一項において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第六百十五号第一項の規定により特許業務法人が作成すべき会計帳簿については、この条の定めるところによる。

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録(法第七十五条に規定する電磁的記録をいう。第十二条の五において同じ)をもつて作成及び保存をしなければならない。
 3 特許業務法人の会計帳簿に計上すべき資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得価額を付さなければならない。ただし、取得価額を付すことが適切でない資産については、事業年度の末日における時価又は適正な価格を付すことができる。
 4 償却すべき資産については、事業年度の末日(事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この条において同じ)において、相当の償却をしなければならない。
 5 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。
 一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産(当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。)(事業年度の末日における時価がその事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産)その時の取得原価から相当の減損をした額
 6 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

目次中「第四章 業務の制限の解除(第十三条(第十六条))」を「第四章 特許業務法人(第十二条の三(第十六条))」に改める。
 第十三条(第十六条)を「第四章 業務の制限の解除(第十二条の三(第十六条))」に改める。
 第四章 特許業務法人
 (会計帳簿)
 第十二条の三 法第五十五条第一項において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第六百十五号第一項の規定により特許業務法人が作成すべき会計帳簿については、この条の定めるところによる。

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録(法第七十五条に規定する電磁的記録をいう。第十二条の五において同じ)をもつて作成及び保存をしなければならない。
 3 特許業務法人の会計帳簿に計上すべき資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得価額を付さなければならない。ただし、取得価額を付すことが適切でない資産については、事業年度の末日における時価又は適正な価格を付すことができる。
 4 償却すべき資産については、事業年度の末日(事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この条において同じ)において、相当の償却をしなければならない。
 5 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。
 一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産(当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。)(事業年度の末日における時価がその事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産)その時の取得原価から相当の減損をした額
 6 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

目次中「第四章 業務の制限の解除(第十三条(第十六条))」を「第四章 特許業務法人(第十二条の三(第十六条))」に改める。
 第十三条(第十六条)を「第四章 業務の制限の解除(第十二条の三(第十六条))」に改める。
 第四章 特許業務法人
 (会計帳簿)
 第十二条の三 法第五十五条第一項において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第六百十五号第一項の規定により特許業務法人が作成すべき会計帳簿については、この条の定めるところによる。

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録(法第七十五条に規定する電磁的記録をいう。第十二条の五において同じ)をもつて作成及び保存をしなければならない。
 3 特許業務法人の会計帳簿に計上すべき資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得価額を付さなければならない。ただし、取得価額を付すことが適切でない資産については、事業年度の末日における時価又は適正な価格を付すことができる。
 4 償却すべき資産については、事業年度の末日(事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この条において同じ)において、相当の償却をしなければならない。
 5 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。
 一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産(当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。)(事業年度の末日における時価がその事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産)その時の取得原価から相当の減損をした額
 6 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

目次中「第四章 業務の制限の解除(第十三条(第十六条))」を「第四章 特許業務法人(第十二条の三(第十六条))」に改める。
 第十三条(第十六条)を「第四章 業務の制限の解除(第十二条の三(第十六条))」に改める。
 第四章 特許業務法人
 (会計帳簿)
 第十二条の三 法第五十五条第一項において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第六百十五号第一項の規定により特許業務法人が作成すべき会計帳簿については、この条の定めるところによる。

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録(法第七十五条に規定する電磁的記録をいう。第十二条の五において同じ)をもつて作成及び保存をしなければならない。
 3 特許業務法人の会計帳簿に計上すべき資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得価額を付さなければならない。ただし、取得価額を付すことが適切でない資産については、事業年度の末日における時価又は適正な価格を付すことができる。
 4 償却すべき資産については、事業年度の末日(事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この条において同じ)において、相当の償却をしなければならない。
 5 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。
 一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産(当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。)(事業年度の末日における時価がその事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産)その時の取得原価から相当の減損をした額
 6 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

目次中「第四章 業務の制限の解除(第十三条(第十六条))」を「第四章 特許業務法人(第十二条の三(第十六条))」に改める。
 第十三条(第十六条)を「第四章 業務の制限の解除(第十二条の三(第十六条))」に改める。
 第四章 特許業務法人
 (会計帳簿)
 第十二条の三 法第五十五条第一項において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第六百十五号第一項の規定により特許業務法人が作成すべき会計帳簿については、この条の定めるところによる。

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録(法第七十五条に規定する電磁的記録をいう。第十二条の五において同じ)をもつて作成及び保存をしなければならない。
 3 特許業務法人の会計帳簿に計上すべき資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得価額を付さなければならない。ただし、取得価額を付すことが適切でない資産については、事業年度の末日における時価又は適正な価格を付すことができる。
 4 償却すべき資産については、事業年度の末日(事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この条において同じ)において、相当の償却をしなければならない。
 5 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。
 一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産(当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。)(事業年度の末日における時価がその事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産)その時の取得原価から相当の減損をした額
 6 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

目次中「第四章 業務の制限の解除(第十三条(第十六条))」を「第四章 特許業務法人(第十二条の三(第十六条))」に改める。
 第十三条(第十六条)を「第四章 業務の制限の解除(第十二条の三(第十六条))」に改める。
 第四章 特許業務法人
 (会計帳簿)
 第十二条の三 法第五十五条第一項において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第六百十五号第一項の規定により特許業務法人が作成すべき会計帳簿については、この条の定めるところによる。

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録(法第七十五条に規定する電磁的記録をいう。第十二条の五において同じ)をもつて作成及び保存をしなければならない。
 3 特許業務法人の会計帳簿に計上すべき資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得価額を付さなければならない。ただし、取得価額を付すことが適切でない資産については、事業年度の末日における時価又は適正な価格を付すことができる。
 4 償却すべき資産については、事業年度の末日(事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この条において同じ)において、相当の償却をしなければならない。
 5 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。
 一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産(当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。)(事業年度の末日における時価がその事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産)その時の取得原価から相当の減損をした額
 6 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

目次中「第四章 業務の制限の解除(第十三条(第十六条))」を「第四章 特許業務法人(第十二条の三(第十六条))」に改める。
 第十三条(第十六条)を「第四章 業務の制限の解除(第十二条の三(第十六条))」に改める。
 第四章 特許業務法人
 (会計帳簿)
 第十二条の三 法第五十五条第一項において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第六百十五号第一項の規定により特許業務法人が作成すべき会計帳簿については、この条の定めるところによる。